

岡崎市発券番号・交付番号呼出機の無償提供に関する広告事業取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、岡崎市広告掲載要綱及び岡崎市広告掲載基準に基づき、発券番号・交付番号呼出機の無償提供に関する広告事業について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発券番号・交付番号呼出機 岡崎市（以下「市」という。）市民安全部市民課に設置する発券番号呼出機、交付番号呼出機及び福祉部国保年金課と福祉部医療助成室に設置する発券番号呼出機のことをいう。
- (2) 広告媒体 無償提供者が提供する広告掲載が可能な市役所庁舎内に設置するものをいう。
- (3) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。
- (4) 無償提供者 市に無償で発券番号・交付番号呼出機を貸与する代わりに、広告媒体を設置し広告掲載する者をいう。
- (5) 広告主 広告媒体に掲載する広告の出資者をいう。

（事業内容）

第3条 この事業内容は、市が公募により選定した広告事業者に広告媒体の設置及び広告掲載を許可する代わりに発券番号・交付番号呼出機を無償で貸与（提供）するものである。

（設置）

第4条 広告媒体及び発券番号・交付番号呼出機は市及び無償提供者が協議の上決定した場所に設置するものとする。

2 無償提供者は設置する際において、市に行政財産目的外使用料を支払うものとする。

（設置期間）

第5条 広告媒体の設置期間は5年間とする。ただし、第13条の規定又は協議により広告媒体の利用を中止する場合には、市は設置期間を変更することができる。

2 無償提供者は、設置期間の終了後、前条第1項に定める設置場所から、残存する広告媒体を撤去しなければならない。発券番号・交付番号呼出機は協議の上、譲渡または撤去とする。

（無償提供者）

第6条 無償提供者は、次の各号のすべてに該当していなければならない。

- (1) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 2 月 24 日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結）（以下「暴力団排除に関する合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者
- (2) 市が定める地方税及び国税に滞納がないことの証明が可能である者

（無償提供者の募集）

第 7 条 無償提供者の募集は、市ホームページに掲載して公募を行う。

- 2 募集期間及びその他募集に必要な事項については、募集要項で定めるものとする。

（無償提供者の選定）

第 8 条 市は前条第 2 項による申込みがあったときは、提出された書類の内容について審査を行い、内規により無償提供者を選定するものとする。

- 2 前項の審査の結果、市が優秀な提案と認める複数の応募者がありその水準が同等と判断される場合は、抽選により 1 者を無償提供者に選定するものとする。
- 3 選定の結果は、選定結果通知書により、応募者に通知するものとする。

（審査）

第 9 条 市は、市民安全部長を始めとした 3 名以上の代表委員を内規により選定するものとする。

- 2 審査は、前項に定めた代表委員が審議し、評価基準表（様式 4）を基に採点するものとする。また、応募状況により、ヒアリング又は事業者プレゼンテーションを実施するものとする。

（広告主）

第 10 条 無償提供者は、広告媒体に広告を掲載する場合には、次の各号のすべてに該当する者を広告主としなければならない。

- (1) 岡崎市広告掲載基準第 3 条各号に掲げる業種又は事業者に該当しない者
- (2) 岡崎市の市税に滞納がない者
- 2 無償提供者は、広告主を選定するにあたり、市内に活動拠点を持つ法人、その他の団体又は個人を優先するように努めなければならない。

（広告の内容）

第 11 条 広告媒体に掲載できる広告は、岡崎市広告掲載要綱第 3 条及び岡崎市広告掲載基準第 2 条を満たすものとする。

- 2 行政情報の表示割合は最低 1 割以上とし、適切な配分にしなければならない。また、行政情報等の更新時に、職員の負担が少なくなるように努めなければならない。

（資格の確認）

第 12 条 市は、無償提供者及び広告主について、暴力団排除に関する合意書 3

情報交換に基づき、警察署長に対し、照会し確認することができるものとする。

- 2 市は、無償提供者及び広告主について、岡崎市税に滞納のないことを確認することができるものとする。
- 3 無償提供者及び広告主は、前2項について確認するため市が求めた場合には、暴力団排除に係る調査承諾書(様式5)又は岡崎市税の納税状況調査に関する承諾書(様式6)を提出しなければならない。
- 4 無償提供者は、第6条第2号を証明するための書類を提出しなければならない。

(問題発生時の対応)

- 第13条 無償提供者は、広告掲載の内容に関する苦情及びその他問題が発生した時は、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。
- 2 市及び無償提供者は、広告掲載の内容及び広告主に問題が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。
 - 3 前項の場合、広告掲載内容が不適切と判断された場合、無償提供者は速やかに当該広告の掲載を取り消し、代替の掲載広告を無償で提供しなければならない。

(広告掲載の取消し)

- 第14条 市は、岡崎市広告掲載要綱第5条の規定に該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合においては、市は無償提供者及び広告主に対し、その賠償の責めを負わない。

(行政財産目的外使用料)

- 第15条 行政財産目的外使用料は、岡崎市行政財産目的外使用料条例(昭和39年4月1日条例第17号)(以下「使用料条例」という。)第3条の3第3項に基づき、同条例第3条の2第2項を下回らないもので、無償提供者からの提案によるものとする。

(行政財産目的外使用料等の納付)

- 第16条 無償提供者は、使用料条例第4条に基づき市が指定する期日までに、広告媒体の設置に関する行政財産目的外使用料等を納付するものとする。

(注意事項)

- 第17条 無償提供者は、広告主を募集する場合には、自らが広告の募集者であることを明確にし、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。
- 2 無償提供者は、広告媒体に広告を掲載する場合には、広告主の募集、広告原稿の製作、広告主との調整など、広告掲載に係る一切の作業を行うこととする。
 - 3 無償提供者は、広告内容について、事前に市の審査を受けなければならない。

- 4 無償提供者は、発券番号・交付番号呼出機の仕様、設置時期及び場所について、募集要項に従うものとする。
- 5 広告媒体及び発券番号・交付番号呼出機の設置又は撤去に要する費用は、全て無償提供者が負担するものとする。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、広告媒体及び発券番号・交付番号呼出機の無償提供に関し必要な事項は、市が別に定める。